

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的以外の有価証券
- ・時価のないもの
原価法によっている

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品
最終仕入原価法による原価法によっている
- ② 原材料
最終仕入原価法による原価法によっている

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法によっている
- ② 無形固定資産
定額法によっている

(4) 引当金の計上基準

- ① 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- ② 賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア なごみかぜ工房拠点(社会福祉事業)
 - 「法人本部」
 - 「なごみかぜ工房(就労継続B)」
 - 「指定相談支援事業所 風の窓」
 - 「日中一時支援事業」
- イ 生活介護事業所 風の森拠点(社会福祉事業)
 - 「生活介護事業所 風の森」
- ウ 地域生活支援事業所 ふう拠点(公益事業)
 - 「地域生活支援事業所 ふう」
- エ 障がい児放課後児童クラブ はるかぜ拠点(公益事業)
 - 「障がい児放課後児童クラブ はるかぜ」
- オ 共同生活援助 風の駅舎番館拠点(社会福祉事業)
 - 「風の駅舎番館」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	29,966,594	0	0	29,966,594
建物	134,604,941	0	6,993,240	127,611,701
合計	164,571,535	0	6,993,240	157,578,295

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	127,611,701
計	127,611,701 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	51,136,000
計	51,136,000 円